

《 手続きの流れ 》

申請者

区

申請

助成金交付申請書と必要書類を提出
 ※ 申請は工事前に行ってください。
 ※ 申込期限：平成31年2月8日（金）まで
 ※ 申請は区役所の窓口でのみ受付します。
 （出張所窓口提出や郵送は不可）

決定通知受領

工事開始（改修等）

事業完了報告

工事及び支払終了後、完了報告書と必要書類を提出
 ※ 提出期限：平成31年2月28日（木）まで
 ※ 区役所の窓口でのみ受付します。
 （出張所窓口提出や郵送は不可）
 【必要書類】 領収書、納品書等、写真 他

確定通知受領

助成金交付請求

助成金交付請求書を提出（速やかに！）

申請受付

区役所（九段南1-2-1）5階 環境政策課

審査（10日程度）

助成金交付決定通知

審査の結果（交付の可否や交付予定額）を
 書面（郵送）でお知らせします。

受付

審査（10日程度）

現地確認を行う場合があります。

助成金交付額確定通知

助成金額を確定し、
 書面（郵送）でお知らせします。

助成金振込

請求日から振込に1か月程かかります。

注意事項

- ① 事業内容が助成対象か事前にご相談ください。
- ② 申請後、内容に変更が生じた場合は変更申請が必要になりますので、速やかに区担当までご連絡ください。
- ③ 受付は先着順とし、予算がなくなり次第助成を終了します。
- ④ 千代田区暴力団排除条例に基づき、暴力団や暴力団員等は助成金交付の対象外です。
- ⑤ 提出書類にはすべて同じ印を使用し、消せるボールペンを使用しないでください。

平成30年度

ヒートアイランド対策助成制度のご案内

目的

この制度は、千代田区内において行われる都市部のヒートアイランド現象緩和に寄与する事業に助成金を交付することにより、地球温暖化防止・都市景観の向上など、良好な生活環境の保全及び改善を図ることを目的とします。

助成の種類

1

屋上緑化

屋上に樹木又は芝、多年草等を植栽した基盤を新たに設置することをいいます。

2

壁面緑化

つる性植物や植栽基盤を、建物壁面を覆うように植栽することや、壁面に沿って高木を3本以上植栽することをいいます。
 ※ 高木：成木の高さが3m以上の樹木（植栽時はおおむね2m以上）であること。

3

敷地内緑化

敷地の地上部に樹木又は芝、多年草等を植栽した基盤を新たに設置することをいいます。

4

高反射率塗料

屋上の全面に高反射率塗料を塗布することをいいます。
 ※第三者機関において測定した日射反射率（近赤外線領域）が50%以上であること。

5

日射調整フィルム・窓用コーティング材

窓ガラスに日射調整フィルムや窓用コーティング材による対策を行うことをいいます。
 ※第三者機関における測定値が、原則、遮蔽係数0.7未満、可視光線透過率65%以上熱貫流率5.9W/(m²/K)未満(コーティング材は6.0W/(m²/K)以下)であること。

6

ドライ型ミスト発生装置

水を微細な霧状にして噴射し気化熱によって周囲の冷却を行うものをいいます。
 ※本体（ノズル等）は原則固定式であること。



お問い合わせ先

千代田区 環境まちづくり部 環境政策課エネルギー対策係

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区役所5階

☎ 03-5211-4256 ✉ kankouseisaku@city.chiyoda.lg.jp

助成の対象、条件等

【共通】

- ・区内の民間建物であり、工事前の申請であること。
- ・国や地方公共団体等が行う類似の助成等（総合設計制度の屋上緑化による容積率の割増 など）を受ける予定又はすでに受けていないこと。
- ・同一の助成種別について、既にこの要綱に基づく助成を受けていないこと。
- ・住民税や固定資産税等を滞納していないこと。

【屋上緑化・壁面緑化・敷地内緑化】

- ・新築の場合、敷地面積が1,000㎡未満の建物であること。
- ・敷地面積が250㎡以上の建物で、「千代田区緑化推進要綱」で計画書提出の対象となっている建物は要綱に定める基準を超える部分を助成対象とします。
- ・プランターによる緑化の場合、容量100ℓ/基以上のものであること。

【高反射率塗料・日射調整フィルム・窓用コーティング材】

- ・第三者機関の証明書等により性能値を証明できる製品を使用すること。

【ドライ型ミスト発生装置】

- ・公共もしくはそれに準ずる場で不特定多数へ涼を提供するために設置すること。
- ・運用見込期間が概ね年間90日以上であること。



助成額

助成種別		助成額（税抜）	上限額
屋上緑化/ 敷地内緑化	固定基盤	対象経費の50% 又は 緑化面積×30,000円/㎡のいずれか低い額	200万円
	プランター	対象経費の50% 又は 設置基数×15,000円/基のいずれか低い額	50万円
壁面緑化		対象経費の50% 又は 緑化面積×5,000円/㎡のいずれか低い額	50万円
高反射率塗料		対象経費の50% 又は 塗布面積×2,000円/㎡のいずれか低い額	30万円
日射調整フィルム・窓用コーティング材		対象経費の50% 又は 貼付面積×4,500円/㎡のいずれか低い額	30万円
ドライ型ミスト発生装置		対象経費の100%	1000万円

※助成は2種以上組み合わせることもできます。

※単位（面積等）は、小数点第3位以下を切り捨てとし、千円未満は切り捨てとなります。

在来種植栽による緑化割増

生物多様性の観点から、屋上緑化、壁面緑化、敷地内緑化において、区画ごとに植栽に用いる植物全てを『千代田区在来種植栽選定の手引き』に記載のある在来種にした場合（複数種選択も含みます）、当該区画にかかる助成額及び上限額を20%割増します。

【手引き記載の植物（例）】



ヒサカキ



ウツギ



タブノキ



イロハモミジ

申請に必要な書類

下記以外の書類の提出をお願いする場合があります。また申請者が賃借人等の場合には、建物所有者の承諾書が必要となります。

	屋上緑化 壁面緑化	敷地内 緑化	高反射率 塗料	フィルム・コー ティング材	ドライ型ミス ト発生装置
助成金交付申請書（区様式）※1	○	○	○	○	○
納税証明書の写し ※2	○	○	○	○	○
見積書の写し（内訳が記載されたもの）	○	○	○	○	○
施工前写真（カラー）	○	○	○	○	○
施工箇所の平面図	○	○	○	○	○
施工箇所の面積計算表	○	○	○	○ ※3	
建物形状のわかる図面（立面図）・写真	○		○		
製品の性能証明書（第三者機関発行）			○	○	
設備等のパンフレット					○
実施内容がわかる事業計画書※4					○
確認書（区様式）※1	○	○	○	○	○

※1：区様式は、区ホームページでダウンロードできます。

※2：納税証明書は、固定資産税等の納税証明書の写し（前年度のもの）

（個人の申請の場合は住民税、事業所等（業務用）の申請の場合は、事業税等でも可）

※3：面積計算表に、幅や高さがわかる図面も作成ください。

※4：ドライ型ミスト発生装置については、実施内容（実施期間、実施時間、実施箇所等）がわかる事業計画書を提出していただきます。また、設置後5年間は、運用状況がわかる報告書を提出していただきます。